(二)　特定所有者不明土地の収用又は使用に関する土地収用法の特例

起業者は、土地収用法の事業の認定を受けた収用適格事業について、特定所有者不明土地を収用し、又は使用しようとするときは、都道府県知事に対し、特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定を申請することができることとし、都道府県知事は、裁定申請が相当でないと認めるときを除き、裁定申請があった旨等を公告し、裁定申請書等を当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供した上で、裁定をすること等とした。（第二七条～第三二条関係）

(三)　不在者の財産及び相続財産の管理に関する民法の特例

国の行政機関の長又は地方公共団体の長は、所有者不明土地の適切な管理のため、家庭裁判所に対し、不在者の財産の管理についての必要な処分の命令又は相続財産の管理人の選任の請求をすることができることとした。（第三八条関係）

5　土地の所有者の効果的な探索のための特別の措置

(一)　土地所有者等関連情報の利用及び提供

都道府県知事及び市町村長は、地域福利増進事業等の実施の準備のため土地所有者等を知る必要があるときは、その保有する土地所有者等関連情報を内部で利用できることとするとともに、地域福利増進事業等を実施しようとする者から土地所有者等関連情報の提供の求めがあったときは、これを提供すること等とした。（第三九条関係）

(二)　特定登記未了土地の相続登記等に関する不動産登記法の特例

登記官は、公共の利益となる事業を実施しようとする者からの求めに応じ、土地の所有権の登記名義人に係る死亡の事実の有無を調査した場合において、一定の要件に該当するときは、登記名義人となり得る者を探索した上、職権で、長期間にわたり相続登記等がされていない土地である旨等を登記に付記することができること等とした。（第四〇条関係）

6　附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、4の(一)及び(二)等の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇気候変動適応法（法律第五〇号）（環境省）

1　総則

(一)　この法律の目的及び用語の定義に関する規定を設けることとした。（第一条及び第二条関係）

(二)　気候変動適応の推進に関し、国及び地方公共団体の責務並びに事業者及び国民の努力を定めることとした。（第三条～第六条関係）

2　気候変動適応計画

(一)　政府は、気候変動適応に関する計画（以下「気候変動適応計画」という。）を定めなければならないこととした。（第七条関係）

(二)　政府は、最新の2(四)の気候変動影響の総合的な評価等を勘案して、必要に応じて気候変動適応計画を変更しなければならないこととした。（第八条関係）

(三)　政府は、気候変動適応計画の実施による気候変動適応の進展の状況をより的確に把握・評価する手法の開発に努めるものとすることとした。（第九条関係）

(四)　環境大臣は、おおむね五年ごとに、中央環境審議会の意見を聴いて、気候変動影響の総合的な評価についての報告書を作成しなければならないものとすることとした。（第一〇条関係）

3　国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）による気候変動適応の推進に関する業務（第一一条関係）

(一)　研究所は、気候変動適応計画に従って、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供や、都道府県又は市町村に対する技術的助言等の業務を行うものとすることとした。

(二)　研究所は、国民一人一人が日常生活において得る気候変動影響に関する情報の有用性に留意するとともに、関係する調査研究等機関と連携するよう努めるものとすることとした。

(三)　環境大臣は、研究所に対し、(一)に掲げる業務に関し必要な助言を行うことができるものとすることとした。

4　地域気候変動適応計画

都道府県及び市町村は、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画を策定するよう努めるものとすることとした。（第一二条関係）

5　地域気候変動適応センター（第一三条関係）

(一)　都道府県及び市町村は、地域における気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集及び提供等を行う拠点としての機能を担う地域気候変動適応センターの体制を確保するよう努めるものとすることとした。

(二)　地域気候変動適応センターは、研究所との間で情報共有を図るものとすることとした。

6　気候変動適応広域協議会

地方環境事務所その他国の地方行政機関、都道府県、市町村、地域気候変動適応センター、事業者等その他の気候変動適応に関係を有する者は、気候変動適応広域協議会を組織することができるものとすることとした。（第一四条関係）

7　関連する施策との連携

国及び地方公共団体は、気候変動適応に関する施策の推進に当たっては、関連する施策との連携を図るよう努めることとした。（第一五条関係）

8　補則

(一)　国は、気候変動及び気候変動影響の観測、監視、予測及び評価や、これらの調査研究並びに気候変動適応に関する技術開発を推進するよう努めるものとすることとした。（第一六条関係）

(二)　国は、国民の関心と理解を深めるための措置を講ずるよう努めるものとすることとした。（第一七条関係）

(三)　国は、情報の国際間における共有体制を整備するとともに、開発途上地域に対する国際協力を推進するよう努めるものとすることとした。（第一八条関係）

(四)　国は、地方公共団体の気候変動適応に関する施策や、事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図るため、情報の提供等を行うよう努めるものとすることとした。（第一九条関係）

(五)　環境大臣は、関係行政機関又は地方公共団体の長に対し、資料の提供等の協力を求めることができるものとすることとした。（第二〇条関係）

9　施行期日等（附則関係）

(一)　この法律の施行前の準備について規定することとした。

(二)　この法律の施行に関し、環境基本法及び国立研究開発法人国立環境研究所法の規定の整備を行うものとすることとした。

(三)　この法律の施行後五年を経過した場合の検討について規定することとした。

(四)　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。